

宮城地方最低賃金審議会
宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

令和2年12月17日公開

開催日時	令和2年10月6日（火） 午前10時00分 ～ 午前11時00分		
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席2名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席2名	定数3名
主要議題	(1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について (3) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会の公開について (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて (5) 関係資料の説明について (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について (7) 金額審議について (8) その他		
議事要旨	(1) 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に工藤委員、部会長代理に北川委員が選出された。 (2) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年10月6日とすることで、了承を得た。 (3) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することとした。審議資料は、各種団体のHPにより作成された部分は公開とした。 (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出は、なかった旨報告された。また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認められた場合は、その時判断することとされた。 (5) 関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。 (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員より、鉄鋼業はものづくり産業であって技術の伝承が重要であり、安心して働くことができる環境の確保や優秀な人材の確保のため、最低賃金を引き上げるべきである旨の主張があった。使用者代表委員からは、鉄鋼業で働く労働者は専門性が高く、高い技術力を持っており、地域別最低賃金より高い水準の最低賃金が必要であるが、粗鋼生産量の減少や新型コロナウイルス感染症による大幅減益など非常に厳しい経営環境であるとして、最低賃金の引上げができるような状況でない旨の主張があった。 (7) 金額審議について 労働者側より金額提示は次回第2回目に行いたいと申し出があり、金額審議は第2回目から行うこととなった。 (8) その他 事務局より、第2回目以降の審議日程について説明があった。		